

船舶インシデント調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年10月25日 10時50分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市原島南西方沖 壱岐長島灯台から真方位157° 1,730m付近 (概位 北緯33° 42.5′ 東経129° 38.2′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{サメット} sametは、漂流中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年12月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート samet、3.82トン 290-57344佐賀、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力77.2kW、回転数毎分2,500、4気筒、ボア105mm、使用燃料軽油、機関製造日不詳、昭和54年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、原島南西方沖の釣り場に到着し、主機を中立運転として漂流中、釣りを行っていたところ、機関室から黒煙が発生した。 船長は、機関室に入ると、黒煙が充満しており、主機の排気及び冷却海水の混合器であるミキシングエルボに接続された冷却海水配管（以下「本件配管」という。）が脱落し、機関室床下に海水が漏水していることを認めた。（図1参照）

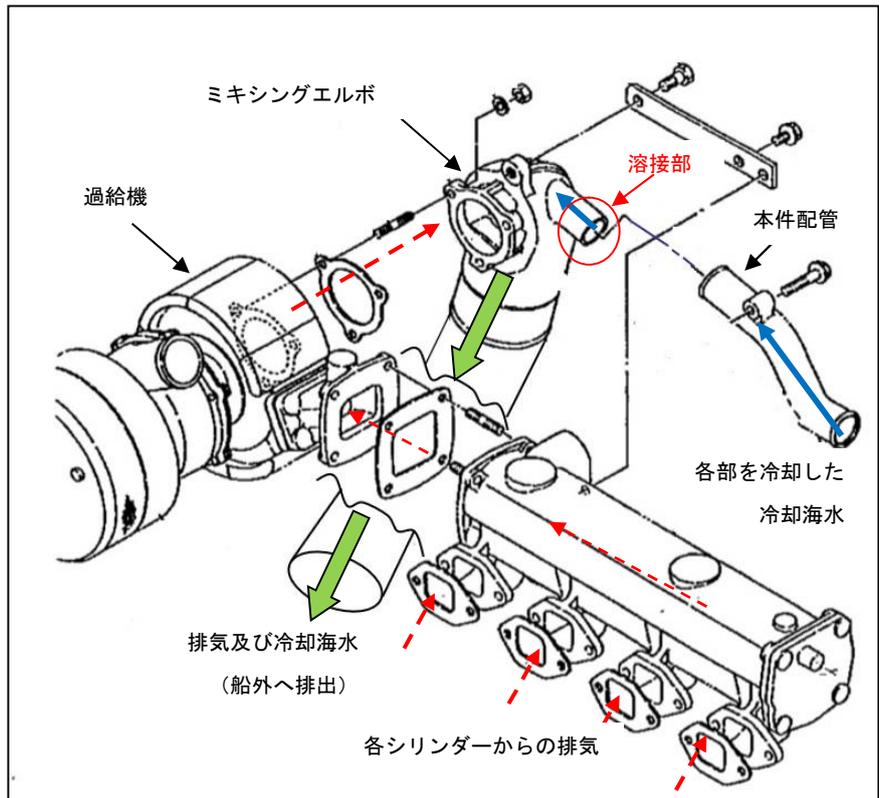


図1 主機の排気及び冷却海水の構造（概略図）

船長は、機関室から出て、操舵室で主機を停止して冷却海水の漏水を止め、再び機関室に戻って本件配管の復旧を試みたものの、復旧できず、運航不能と判断して118番通報した。

本船は、海上保安庁からの連絡を受けて来援した漁業協同組合の船舶にえい航され、吉崎市郷ノ浦港に到着した。

本船は、本インシデント後、海上保安庁によって調査が行われ、本件配管がミキシングエルボとの溶接部で脱落したことが判明した。

主機の冷却海水システムの冷却海水は、船底弁からこし器を経て冷却海水ポンプに吸引加圧され、清水冷却器、空気冷却器を流れた後、再び清水冷却器に流れ、潤滑油冷却器、減速逆転機潤滑油冷却器へ流入し、ミキシングエルボで排気と混合されて船外に排出されていた。

分析

本船は、主機を中立運転として漂泊中、本件配管がミキシングエルボとの溶接部で取付け不良により脱落したことから、冷却海水が漏水し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

本件配管は、点検時期が不明であり、ミキシングエルボとの溶接部で取付け不良により脱落に至った状況を明らかにすることができなかった。

原因

本インシデントは、本船が、主機を中立運転として漂泊中、本件配管がミキシングエルボとの溶接部で取付け不良により脱落したため、

	<p>冷却海水が漏水し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、主機の冷却海水システムの配管を定期的に点検し、接合不良、劣化及び取付部に緩みが認められた場合には、適切に修理を行うこと。